

一般競争入札事務処理要領

- 1 工事の規模が概ね1億円以上の工事とする。(以下「対象工事」という。)ただし、別に定めるところにより、地域を限定し、又は簡易な手続きで行うその他の工事並びに町長が必要と認める工事についても一般競争入札を行うことができる。
- 2 入札の公告
 - (1) 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき掲示又は町のホームページへの掲載の方法により公告するものとする。
 - (2) 入札の公告は、対象工事の特性に応じ、入札公告を作成するものとする。
 - (3) 予定価格の事前公表を行う工事については、入札公告において予定価格を記載するものとし、予定価格を落札者決定後に公表する工事については、その旨を入札公告又は入札説明書(以下「入札公告等」という。)において明示する。
- 3 入札参加資格

町長は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)に関する事項として次の事項を公告するものとする。

 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富士河口湖町における建設工事の指名競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、入札公告から落札者決定までの間((8)(9)にあっては、それぞれに定める期間)に入札参加資格の条件を全て満たした者であること。
 - (3) 対象工事の工事種別に応じ、指名競争入札参加資格の等級の者又は経営規模等評価結果通知書の総合評点値以上の者であること。
 - (4) 募集対象が特定建設工事共同企業体である場合は「富士河口湖町共同企業体取扱要綱」第3章の規定に基づいた者の構成であること。
 - (5) 対象工事と同種の工事の施工実績がある者であること。(対象工事に応じて同種工事の工種、規模を的確に明示すること。)
 - (6) 対象工事に配置を予定する技術者が適正である者であること。(個別の工事に応じて技術者の資格、経歴及び同種の工事の施工従事経験を的確に明示すること。ただし、配置予定技術者の施工実績を問わない場合、複数の候補技術者を配置できる場合はその旨を明示すること。)
 - (7) 対象工事が、大規模構造物又は特殊な作業条件下の工事で高度な施工技術を必要とするもの(以下「施工計画審査タイプ」という。)である場合においては、「施工計画」が適正である者であること。(求める計画は、対象工事の工種及び工法に応じて詳細に明示すること)
 - (8) 広告の日の6月前に日から落札者決定までの間に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
 - (9) 広告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止を受けている者でないこと。

- (10) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更正手続き又は民事再生の手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加の再認定を受けたものは除く。)でないこと。
- (11) 富士河口湖町から、「富士河口湖町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- (12) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のあるものでないこと。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (14) 次に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

4 入札参加資格の決定

3に規定する資格は、対象工事毎に17に規定する「入札参加資格委員会」の議を経て、町長が決定するものとする。

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の受付

- (1) 町長は、入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (2) (1)の申請書及び資料の受付期間は、原則として入札公告の掲示を開始した日の翌日から数え5日目の日から5日間(対象工事が【施工計画審査タイプである場合】においては入札説明書の配布を開始した翌日から数え25日目の日から5日間)とする。
- (3) 申請書及び資料の受付期間並びに受付場所を公告において明らかにするものとする。
- (4) 申請書及び資料は、入札資格確認資料作成要領において示す様式に従い作成させ、入札参加希望者に持参させるものとし、その旨を入札広告等において明らかにするものとする。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しないもの、又は町長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない旨を入札説明書において明らかにしておくものとする。
- (6) (4)及び(5)に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を入札公告等において明らかにしておくものとする。
 - ア 申請書及び資料は、入札説明書及び入札参加資格確認資料作成要領において示す様式により作成すること。
 - イ 申請書及び資料の作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

ウ 提出された申請書及び資料は、富士河口湖町の対象工事の入札参加資格に係る確認以外に無断で公表あるいは使用しないこと。

エ 提出された申請書及び資料は返却しないこと。

オ 提出期限日以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

カ 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を対象工事の現場へ専任で配置すること。

キ 申請書、資料に虚偽の記載をしたものは「富士河口湖町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を行うことがあること。

ク 申請書、資料作成に関する問い合わせ先

ケ その他町長が必要と認める事項

6 資料の内容

資料内容は次の(1)及び(2)とし、(対象工事が【施工計画審査タイプである場合】には、(1)から(3)まで) 資料の内容は、入札説明書、入札参加資格確認資料作成要領において的確に示すものとする。

(1) 施工実績

3(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績

(2) 配置予定技術者の資格・施工従事経験

3(6)に掲げる資格があることを判断できる配置を予定する技術者の資格及び同種工事の施工従事経験

(3) 施工計画

3(7)に掲げる資格があることを判断できる施工計画、仮設備計画等の技術的事項に対する所見

7 入札参加資格の確認

(1) 町長は、14に規定する「入札参加資格委員会」の議を経て、入札参加資格の有無について確認を行うことができるものとする。

(2) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限までに提出のあった申請書、資料及び事務処理要領3の規定をもって行うものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

(3) 町長は、所定の期日までに入札参加資格の確認の結果を書面により通知するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(4) 入札参加資格が無いと認めたものに対しては(3)の通知にその理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

(5) (3)の通知は、速やかに行うものとする。

8 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が無いと認められた者は、7(3)の通知をした日の翌日から起算して7日(富士河口湖町の休日を定める条例(平成15年条例第3号)に定める町の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、町長に対して入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができるものとし、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。

- (2) 入札参加資格が無いと認められた者が詳細な説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (3) 町長は、(2)の手續により詳細な説明を求められたときは、原則として(1)の入札参加資格が無いと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、詳細な説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (4) 町長は、詳細な説明を求めた者に入札資格があると認める場合には、7(3)の通知を取り消し、(3)の回答と併せて、改めて入札資格が有る旨の通知を行うものとする。
- (5) 町長は、(3)の回答及び(4)の通知を行う場合は、14に規定する「入札参加資格委員会」の議を経て行うものとする。

9 設計図書の閲覧、配布

- (1) 設計図書の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札の前日まで行うものとする。
- (2) 設計図書の配布期間、配布場所及び配布方法を入札公告等において明らかにするものとする。
- (3) 設計図書に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (4) 質問書の提出は、書面により行うものとし、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (5) 質問書の受付期間及び場所を入札広告等において明らかにするものとする。
- (6) 質問書の受付期間は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日前までとする。
- (7) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所を入札広告等において明らかにするものとする。
- (8) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。

10 現場説明会

- (1) 現場説明会は原則として実施しないこととする。ただし、町長が必要と認めた場合及び14に規定する「技術審査会」の議を経て必要があると認めた場合、現場説明会(以下「説明会」という。)を実施することができるものとする。
- (2) 説明会を実施する場合には、次に掲げる事項を入札公告等において明らかにするものとする。
 - ア 説明会を実施する旨
 - イ 説明会の実施日時及び場所
- (3) 説明会の実施日は、原則として、7の入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明手続きが終了した日以降とし、入札執行日の10日前とする。
- (4) 現場説明に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を閲覧に供するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

- (5) 質問書の提出は、原則として書面で行うものとする。
- (6) 質問書の受付期間及び方法を入札公告等において明らかにする。
- (7) 質問書の受付期間は、原則として説明会を行った日の翌日から2日間とする。
- (8) 質問書に対する回答書の閲覧期間は及び方法を入札公告等において明らかにする。
- (9) 質問書に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。

1 1 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金（入札金額の5/100以上）は、富士河口湖町財務規則第160条に該当するものはこれを免除するものとする。
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100以上）は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代える事ができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。また、富士河口湖町財務規則第162条に該当するものはこれを免除することができるものとし、入札公告等において明らかにするものとする。

1 2 入札の執行

- (1) 入札は原則として9(6)の質問書の提出期限日の翌日から起算して5日後以降に執行するものとする。
- (2) 入札の執行に先立ち、町長は、入札参加資格があることを確認した旨の通知の写しを入札参加者に提出させるときは、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (3) 第1回の入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提示を求めることとし、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。

1 3 入札の無効

公告に示した競争に参加する者に必要な資格の無い者、申請又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨、又、町長により入札参加資格の有ることを確認された者であっても、確認後、入札時において、3に掲げるいずれかの要件をみたさなくなった者の行った入札は無効とする旨を入札公告等において明らかにしておくものとする。

1 4 入札参加資格委員会、技術審査会の設置

町長は、入札参加資格を審議するため「入札参加資格委員会」を、また対象工事が「施工計画審査タイプ」である場合の技術資料を審査するため「技術審査会」を設けるものとする。

なお、「入札参加資格委員会」及び「技術審査会」の設置については別に定めるものとする。

1 5 支払条件

入札公告等において、前払金、中間前払、部分払の適用の有無を明らかにすること。

1 6 その他

- (1) 落札者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が契約締結までの間に入札公告に掲げた一般競争入札の参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契

約を締結しない。また、この場合において、町は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (2) 落札者との請負契約の締結が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(平成15年条例第48号)に基づき、富士河口湖町議会において議決に付すべき必要のある契約である場合は、その旨入札公告等において明らかにしておくものとする。

また、請負者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が、仮契約期間中に当該工事の入札公告及び入札説明書に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は富士河口湖町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)はこの契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、町は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (3) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を後日、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を入札公告等において明らかにしておくものとする。

- (4) 見積期間については、建設業法施行令第6条第1項第3号の規定に留意すること。又、当該期間については、原則として、町の休日を含まない期間とする。

- (5) 落札者は、6(2)の資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場に配置するよう入札説明書において明らかにしておくものとする。

- (6) 募集対象が特定建設工事共同企業体である場合は、入札参加資格申請後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止を受けることとなった共同企業体が、被指名停止会社に代わる構成員を補充したうえで新たに特定建設工事共同企業体を結成し、競争参加の確認申請を行うことができる旨を明示する。

- (7) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金の規定を入札公告等において明示すること。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。